

最新判決情報

2012 年

[8 月分]

○激馬かなぎカレー事件

知財高裁 H24.8.27 H23(行ケ)10386 審決取消請求事件(塩月秀平裁判長)

第 43 類「食材に馬肉を用いたカレー料理を主とする飲食物の提供」を指定役務とする登録商標「激馬かなぎカレー」が、NPO 法人からの異議申立によりその登録が取り消されたため、当該異議決定の取消が求められた事案である。

「激馬かなぎカレー」は、国の推進事業である「地方の元気再生事業」に基づき、太宰治の故郷として知られる青森県旧金木町において設立された NPO 法人が、特産品の馬肉を用いて開発したカレーの名称である。

原告も金木町において飲食店を営んで居り、NPO 法人の活動にも参加していたところ、NPO 法人が商標登録出願する前に本件商標を出願し、商標登録を受けたため、NPO 法人が異議申立に及んだ。

判決でも、このような原告(商標権者)の行為は、該事業の遂行を阻止し、公共的利益を損なう結果になることを知りながら、利益の独占を図る意図でしたものであって、剽窃的なものであるとの異議決定を支持し、原告の請求を棄却した。

同様の例では、母衣旗(ほろはた)事件(東高判 H11. 11. 29 [H10 行ケ 18])がある。

○インディアンモーターサイクル事件

知財高裁 H24.8.29 H24(行ケ)10173 審決取消請求事件(塩月秀平裁判長)

一連のインディアンモーターサイクル商標事件である。東洋エンタープライズ株式会社の登録商標「インディアンモーターサイクル」に対して、株式会社インディアンモトサイクルカンパニージャパンが公序良俗違反を理由に無効審判を請求したが認められなかったため、その取消が求められた。

本件商標についてもたびたび無効審判が請求されて棄却されているが、今回は原告が新たな証拠を提出したため一事不再理とはならず審理されたが、やはり審決、判決とも原告の請求を棄却している。